11.7-12.5 固定 移動（航空移動を除く。） 放送 放送衛星 5.492 5.487 5.487A	11.7-12.1 固定　5.486 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A 5.484B 5.488 移動（航空移動を除く。） 5.485 12.1-12.2 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A 5.484B 5.488 5.485 5.489 12.2-12.7 固定 移動（航空移動を除く。） 放送 放送衛星 5.492 5.487A 5.488 5.490	11.7-12.2 固定 移動（航空移動を除く。） 放送 放送衛星 5.492 5.487 5.487A 12.2-12.5 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.484B 移動（航空移動を除く。） 放送 5.487 5.484A
12.5-12.75 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A 5.484B （地球から宇宙） 5.494 5.495 5.496	12.7-12.75 固定 固定衛星（地球から宇宙） 移動（航空移動を除く。）	12.5-12.75 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A 5.484B 移動（航空移動を除く。） 放送衛星 5.493
…		
13.4-13.65 地球探査衛星（能動） 固定衛星（宇宙から地球） 5.499A 5.499B 無線標定 宇宙研究 5.499C 5.499D 標準周波数報時衛星（地球から宇宙） 5.499 5.499E 5.500 5.501 5.501B	13.4-13.65 地球探査衛星（能動） 無線標定 宇宙研究 5.499C 5.499D 標準周波数報時衛星（地球から宇宙） 5.499 5.500 5.501 5.501B	
13.65-13.75	地球探査衛星（能動） 無線標定 宇宙研究 5.501A 標準周波数報時衛星（地球から宇宙） 5.499 5.500 5.501 5.501B	
…		

改　5.486　業務の種類の地域差：アメリカ合衆国では、固定業務に対する11.7-12.1GHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする（第5.32号参照）。

改　5.494　付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5-12.75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

改　5.495　付加分配：フランス、ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ、ルーマニア及びチュニジアでは、12.5-12.75GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

追　5.499A　固定衛星業務（宇宙から地球）による13.4-13.65GHzの周波数帯の使用は、静止衛星システムに限り、2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムに関して、第9.21号に基づく同意を得ることを条件とする。

追　5.499B　主管庁は、固定衛星業務（宇宙から地球）への一次的基礎での分配によって、13.4-13.65GHzの周波数帯に二次的基礎で分配した標準周波数報時衛星業務（地球から宇宙）の送信地球局の置局及び運用を妨げてはならない。

追　5.499C　13.4-13.65GHzの周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、以下に限るものとする。

－　2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システム

－　能動宇宙検知器

－　静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から地球）の衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

追　5.499D　13.4-13.65GHzの周波数帯においては、宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星（能動）業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

追　5.499E　13.4-13.65GHzの周波数帯においては、固定衛星業務（宇宙から地球）の静止衛星網は、これらの無線通信規則に従って運用している地球探査衛星業務（能動）の宇宙局からの保護を要求してはならず、第5.43A号の規定は適用しない。第22.2号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務（宇宙から地球）に対する地球探査衛星業務（能動）には適用しない。

改　5.500　付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チャド及びチュニジアでは、13.4-14GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パキスタンでは、13.4-13.75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

改　5.501A　13.65-13.75GHzの周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

改　14-15.4GHz